

調達におけるネイチャーポジティブの
実践のためのガイドライン
(案)

目次

第1章 はじめに.....	3
(1) 本ガイドライン策定の背景と目的.....	3
(2) 調達におけるネイチャーポジティブ実践の重要性.....	4
(3) あるべき姿と本ガイドラインの対象範囲・活用方法.....	6
第2章 企業経営に求められる視点と責任.....	9
(1) 調達におけるネイチャーポジティブ配慮等の経営的意義.....	9
(2) 経営層のリーダーシップとコミットメント.....	11
第3章 調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項.....	12
(1) 基本事項の対応水準の区分.....	12
(2) 基本事項の一覧.....	14
(3) トレーサビリティ確保の考え方.....	19
第4章 本ガイドラインの改訂.....	21
(別紙) 調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項に関連する指標一覧.....	22

第1章 はじめに

- 自然資本の損失に起因する調達関連リスクは、顕在化した場合に企業経営に大きな影響を与えることから（例：調達価格の上昇、調達の困難化等）、調達におけるネイチャーポジティブの実践が求められる。
- そこで、調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項や先進企業の事例を取りまとめた本ガイドラインを策定する。各種調達方針等の策定・運用にかかる社内外のステークホルダーとのコミュニケーションに当たりお役立ていただきたい。
- 特に、自社の取引先がネイチャーポジティブを実践しているかどうかを確認する際に、本ガイドライン内でお示しする基本事項を踏まえて、その取組・効果を下流から上流へと数珠繋ぎのように波及させることで持続可能なサプライチェーンを構築することを期待する。

（1）本ガイドライン策定の背景と目的

我が国では、2030年までの世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成に向けて「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、その中で掲げた2030年目標「生物多様性の損失を止め、反転させる」すなわちネイチャーポジティブの実現に向けた5つの基本戦略の1つとして「ネイチャーポジティブ経済の実現」を位置付けている。

2024年3月には、ネイチャーポジティブの取組が、企業にとって単なるコストアップではなく、自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることを示し、実践を促すために「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定した。

ネイチャーポジティブ経済を実現するためには、企業・金融機関・投資家・消費者・行政等を含むステークホルダーの連帯が重要であり、各主体が「いつまでに、何をすべきか」といった方向性を共有するためにも、2030年までの筋道の全体像の具体化が必要である。

このため、国の施策を主軸としつつ、各ステークホルダーに期待するアクションについてネイチャーポジティブ経済研究会において議論を行い、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）」を2025年に策定した。

日本は国外の自然資本への依存度が高い¹一方で、企業は調達における持続可能性の確保やネイチャーポジティブの実践に当たり、トレーサビリティの不確実性（技術面・経済面等）

¹ 東京大学 グローバル・コモンズ・センター(CGC)、国連・持続可能な開発ソリューション・ネットワーク(SDSN)、およびイェール大学環境法・政策センターにより協働イニシアチブの成果として発表された「グローバル・コモンズ・スチュワードシップ(GCS)指標」の2024年版(第4版)では、155の国・地域について、国内負荷(DOMESTIC：国内で生産・国内で消費)と国境を越えた負荷(SPILLOVER：海外で生産・国内で消費)の両側面から同一の方法論で評価した結果を示している。日本は、Ratingにおいて「Extreme」とされており、国外への自然資本への依存度が高いことが示されている。(なお、本レポート内にて、Scoreは定量的に示されている) https://cgc.ifi.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/2024/04/GCSI_2024.pdf

や、どこまで取り組むべきかという水準が不明瞭であるという課題を抱えている。

そこで、上記ロードマップでは、今後の方向性の中で「調達におけるネイチャーポジティブ配慮の推進」を挙げ、国の施策の1つとして配慮指針等を検討・策定することを掲げた。これを受けて、ネイチャーポジティブ経済研究会のもとに「調達におけるネイチャーポジティブ配慮等に関するコアメンバー会議」を設置し、企業にお示しすべき内容について検討・議論を重ねた。

以上の経緯を踏まえ、ネイチャーポジティブを実践しようとする企業に向けて、調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項や先進企業の事例を取りまとめた本ガイドラインを策定する。

(2) 調達におけるネイチャーポジティブ実践の重要性

豊かな生物多様性に支えられた自然資本は、人間が生存するために欠かせない安全な水や食料の安定的な供給に寄与するとともに、防災・減災など暮らしの安全・安心を支え、さらには地域独自の文化を育む基盤となる恵みをもたらすなど、豊かな社会の礎となっている。

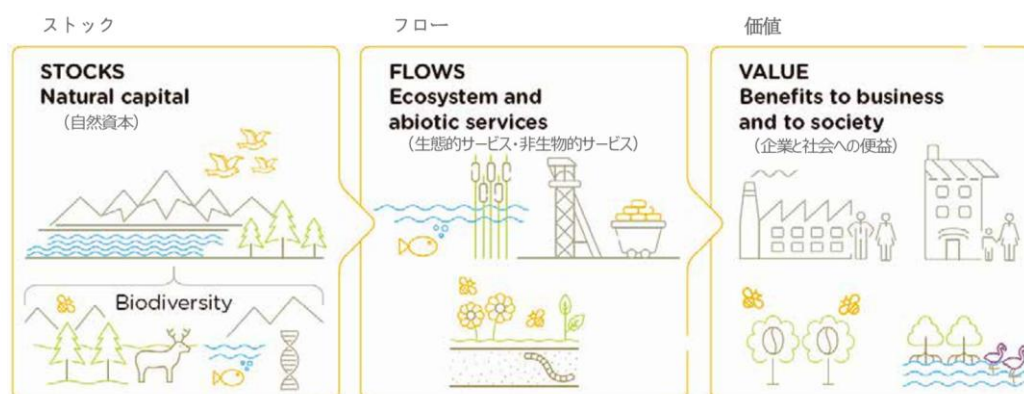


図 1-1 自然資本と生物多様性のストック、フロー、価値との関係性

一方、多くの経済活動が自然資本に依存しており、かつ自然資本は継続的に劣化していることが報告されている。

例えば、2020年に公表された世界経済フォーラム（WEF）の試算によれば、世界の総付加価値額のうち、44兆米ドル（世界の総GDPの半分以上）が自然資本に強く依存しており²、このことは自然資本の劣化が社会経済の持続可能性に対する明確なリスクとなっている。

² 出典：自然関連リスクの増大：自然を取り巻く危機がビジネスや経済にとって重要である理由（2020年、世界経済フォーラム）

ることを示している。自然資本の劣化の状況としては、例えば、生物多様性に関する指標である LPI (Living Planet Index) を利用した試算では、2020 年の段階で 1970 年比で 73% 劣化している^{3,4}。

自然資本への依存とその損失による経済へのリスクの具体的な例としては下表のとおり、原材料の調達が叶わなくなることや、侵略的外来種の侵入による経済的コストの増大⁵等が代表例として挙げられる。世界では自然関連リスクへの適切な対応がなされなかったことにより企業の財務、外部からの評価・評判 (レピュテーション) へ影響し、経済的損失に繋がった例も生じている⁶。

表 1-1：自然資本に起因する調達関連リスク (例)

リスク分類	原因	調達リスク
物理的リスク	サプライヤーの事業活動により、自然が劣化又は損失する。	生態系サービス (局所災害の緩和) が減少し、局所災害の発生頻度・被害が増加し、 ○サプライヤーの操業拠点が被災し、操業停止となることで、 <u>代替サプライヤーの選定等にかかるコストが発生・増加</u> 。場合によっては調達不可となり <u>製品製造・販売量が減少</u> ○サプライチェーンの寸断による <u>出荷、輸送の停止・遅延が発生</u> ○原材料の収量が減少し、 <u>調達価格 (製造原価) が上昇</u> 。場合によっては調達不可となり <u>製品製造・販売量が減少</u>
	サプライヤーの事業活動により、土壌・水質汚染や病害虫が増加する。	生態系サービス (食料・原材料・遺伝資源供給、地力の維持及び栄養循環、花粉媒介サービス) が減少し、 ○原材料の収量が減少し、 <u>調達価格 (製造原価) が上昇</u> 。場合によっては調達不可となり <u>製品製造・販売量が減少</u>
移行リスク	絶滅危惧種、保護区の指定が拡大す	一部土地利用規制等により原材料の生産・調達停止が発生し、

「世界の総 GDP の半分を超える 44 兆米ドルもの経済価値の創出が、自然に中～高程度に依存しており、そのため自然消失に由来するリスクにさらされていることが明らかになっている」

³ 出典：Living Planet Report 2024 (2024 年、WWF) <https://www.worldwildlife.org/publications/2024-living-planet-report/>

⁴ 2019 年に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) により公表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によると、生物多様性の損失を引き起こす直接的な要因については、その影響の大きい順に①陸と海の利用の変化、②生物の直接的採取、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入、と報告されている。

⁵ 出典：「侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書」(2024 年、IPBES) <https://zenodo.org/records/10521002>

⁶ 出典：BloombergNEF 「When the Bee Stings : Counting the Cost of Nature-Related Risks」<https://tnfd.global/knowledge-bank/when-the-bee-stings-counting-the-cost-of-nature-related-risks/>

	る等、土地利用規制が厳格化する。	○原材料の収量が減少し、 <u>調達価格（製造原価）が上昇</u> 。 場合によっては調達不可となり <u>製品製造・販売量が減少</u>
	自然配慮意識が高まることで、自然配慮型製品・サービスの需要が増加する。	自然配慮型原材料の調達及び自然配慮型製品の製造・提供が遅れ、 ○調達にかかる競争激化の影響を受けて <u>調達価格（製造原価）が上昇</u> ○投資家や消費者からの評判が低下し、 <u>製品の需要（≒売上）が減少</u> 。 <u>評判回復のためのコストが発生</u> ○ <u>資金調達が困難化</u> ○ <u>投資家や消費者からの評判が低下</u>
	自然の劣化又は損失の対策のため、政策・法規制が厳格化する。（例）EUDR 等	自然配慮型原材料の調達及び自然配慮型製品の製造・提供が遅れ、 ○取引先の監査等で不適合となり、是正計画の提出、追加監査等により <u>コストが発生</u> 。場合によっては出荷・販売保留となり、 <u>売上が減少</u> ○ <u>法的罰則・訴訟コストが発生</u> 。罰則や訴訟の内容によっては操業停止となり <u>売上が減少</u>

（3）あるべき姿と本ガイドラインの対象範囲・活用方法

（あるべき姿）

「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）」⁷では、ネイチャーポジティブ経済移行後の状態（絵姿）として、「グローバルバリューチェーン全体を通じた自然へのネガティブな影響よりも、ポジティブな影響が上回る経営状態を目指し、個社が自社にとってのリスクを把握した上で、既存ビジネスにおいてリスクを回避できており、新規ビジネスにおいてもリスクに配慮した展開ができている状態。加えて、自社にとっての機会を認識した上で、機会を起点にビジネス化ができている状態」と整理している。（図 1-2）

⁷ 出典：「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）」（2025年、環境省）
<https://www.env.go.jp/content/000333089.pdf>

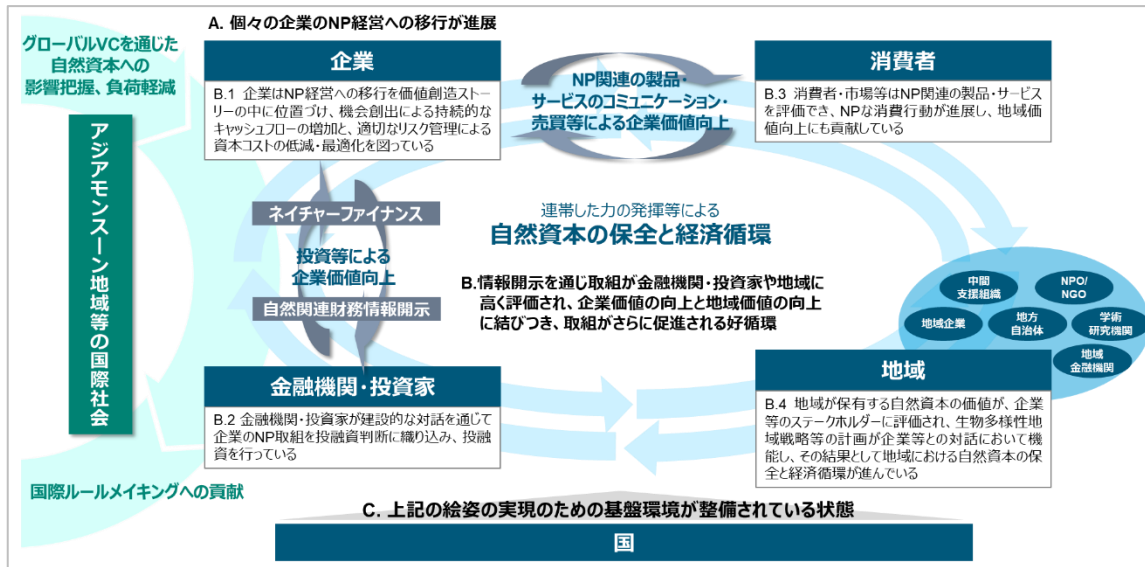


図 1-2：ネイチャーポジティブ経済移行後の状態（絵姿）

他方でネイチャーポジティブ経済移行に向けては、調達において最低限どこまで実践すればよいか、という水準が不明瞭という課題がある。

そこで、本ガイドラインでは、国内外の主要な国際機関等による文献・ガイダンス及び国内企業の調達方針の両側面から調査・導出した、調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項を示す。これから調達におけるネイチャーポジティブを実践しようとする企業(例：調達方針未策定企業や、調達方針にネイチャーポジティブ関連内容を含まない企業等)における企業内部のコミュニケーション・意思決定等において活用いただくほか、自社の直接の取引先に対して調達におけるネイチャーポジティブの実践を確認・促進・要請するためのコミュニケーションツールとしてもお役立ていただきたい。その結果、下流から上流に向けて調達におけるネイチャーポジティブ実践等に関する確認・促進・要請が連鎖することで、持続可能でネイチャーポジティブなサプライチェーンとなることを期待する。(図 1-3)

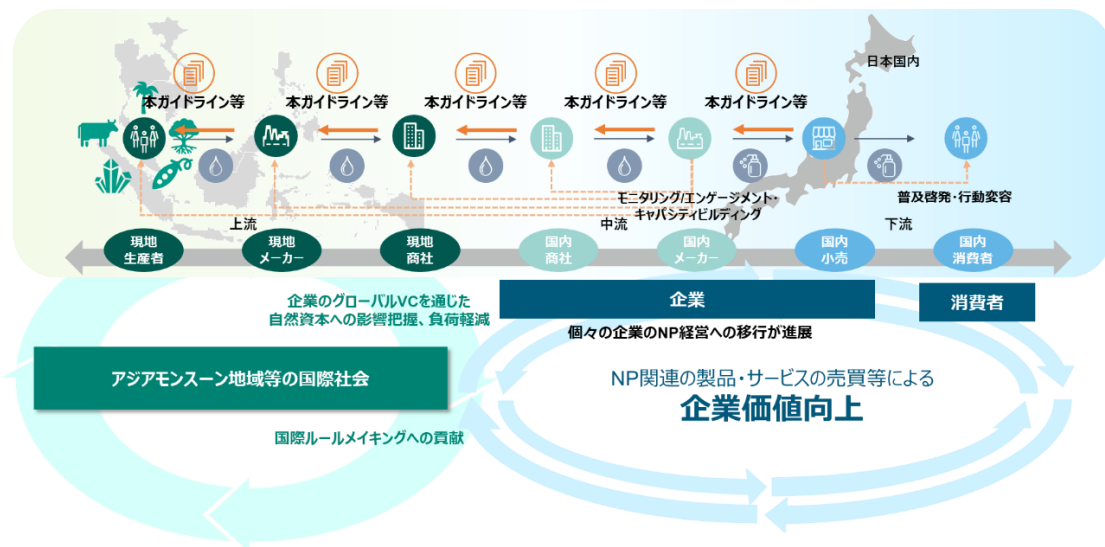


図 1-3：調達に焦点を当てたネイチャーポジティブ経済移行後の状態（絵姿）

（本ガイドラインの対象範囲・活用場面）

我が国の特徴の1つとして、国外の自然資本に資源・生産活動の大半を依存していることが挙げられる。したがって、国内で事業活動を行う企業であっても、商社等を通じた原材料の輸入により国外の自然資本へ依存している場合もあることから、グローバルなサプライチェーンの観点から調達におけるネイチャーポジティブ実践に取り組む必要がある。

商社については、複数の上流サプライヤーと多数の下流顧客を繋ぎ、取引を集約・標準化できる立場にある。特に集約取引では、個社が単独で上流に要求しづらい内容を標準事項として一括で要求することも考えられる。

サプライチェーン全体を管理するような大企業（例：メーカー等）については、商社等に対して調達方針等を明確に提示することで、自然への負の影響が大きいと考えられる取引を早期に発見し、優先順位をつけて改善を促す役割が期待される。また、上図内の点線で示しているように、サプライチェーン横断でモニタリング、エンゲージメント、キャパシティビルディングを行うことで、本ガイドライン内で示す調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項を満たさない中小企業等をサプライチェーンから排除することなく、ネイチャーポジティブ配慮型の持続可能なサプライチェーンを構築することが期待される。

また、サプライチェーン上でのネイチャーポジティブ実践の取組によって一部コストが発生・増加する場合も考えられ、特にB to Cの企業においては、消費者への普及啓発・行動変容にかかる施策を推進することで、間接的にサプライチェーン上流企業の取組を支援する役割が期待される。

さらに、業界内の複数企業が連携・協働する座組や、サプライチェーン上の上流から下流の複数企業が連携・協働する座組を組んで、サプライチェーン上の中小企業等のモニタリング、エンゲージメント、キャパシティビルディングを行うことが期待される。

第2章 企業経営に求められる視点と責任

- 企業は、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他事業者やその他の関係者と連携を図りつつ、生物多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減と持続可能な利用に努める責務を有する。
- 調達におけるネイチャーポジティブ配慮等の経営的意義としては「リスクの回避・軽減」、「機会の獲得」の両側面が存在しており、経営層のリーダーシップとコミットメントの下で取組を推進することが重要である。
- 調達方針を未策定の企業においては、①本ガイドライン内で示す“調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項”、②現場担当者のリスク認識、③外部ステークホルダー（例：機関投資家等）からの要請の3つの側面から各種調達方針を策定することが求められる。
- また、企業の組織・ガバナンス体制によって異なるが、②については営業・調達部門等、③についてはコーポレート部門等が関わるということが考えられるため、経営層のリーダーシップの下で社内の各部門を巻き込み、実効性・実行性の高い調達方針の策定・運用を行うことが望ましい。

（1）調達におけるネイチャーポジティブ配慮等の経営的意義

（企業の責務）

企業は、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他事業者やその他の関係者と連携を図りつつ、生物多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減と持続可能な利用に努める責務を有する（生物多様性基本法第6条）。これは、調達から加工、販売、回収及び廃棄までそのサプライチェーンに様々な事業者が関与しながら自然資源を利用していることから、関連する事業者が連携して、サプライチェーン全体で生物多様性、ネイチャーポジティブを实践することが重要とする趣旨である。

生物多様性に及ぼす影響の低減と持続可能な利用に努める責務は、国際的な動向の中でも求められてきている。2026年2月に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）が公表した「生物多様性及び自然の寄与に係るビジネスの影響と依存度に関する方法論に関する評価（ビジネスと生物多様性アセスメント）」の政策決定者向け要約（SPM）は、すべての企業が生物多様性に依存すると同時に影響を与えており、その結果生じるリスクに対し行動する責任があると強調している。また、企業は自らの事業・バリューチェーン・投資ポートフォリオにおける影響と依存を測定・開示し、回避・

最小化・復元などの行動を取る義務があるとしている。実際に、2023年には自然に直接的な悪影響を与えた公的・民間の資金総額は推計7.3兆ドルに上り、うち約3分の2の4.9兆ドルが民間資金によることを指摘している。

世界経済フォーラム（WEF）が2020年に発行した「Nature Risk Rising」レポートは、1（2）のとおり、世界の総GDPの半分以上の価値創造が、生物多様性に支えられた自然資本に中・高程度に依存しており、特に農林水産業や建設業等における依存度が高いほか、直接操業だけではなく、サプライチェーンを通じた隠れた依存度も高いとしている。日本は、食料・資源・エネルギー等について海外への依存度が高く、国際情勢、自然災害に加え自然資本の劣化等の影響によるサプライチェーン途絶リスクにさらされている。調達におけるネイチャーポジティブの実践は食料・資源・エネルギー安全保障に直結するものであり、サプライチェーン上の位置づけ（上流、直接操業、下流、End of life）や国内外の別に関わらず、全ての企業が推進することが求められる。

（リスクと機会）

企業が、調達においてネイチャーポジティブに取り組む経営的意義は、「リスクの回避・軽減」、「機会の獲得」の両側面で存在する。リスクの観点では例えば、局所災害や土壌・水質汚染、病害虫の増加等により原材料の収量が減少することで、調達コストの増加に繋がり、調達が困難な場合には操業停止となる可能性等がある。また、機会の観点では例えば、これまで不要とされてきた、または、技術・コストの観点で活用が困難だった地域の未利用資源を活用した安定的な原材料調達・製品製造を推進することで、調達コストが減少するほか、原材料を調達できないことによる操業停止及び売上減少等の機会損失を回避できる可能性がある。（図2-1）

その他にも様々な自然関連リスク・機会が存在する。詳細は、環境省のネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームに掲載している優先対象分野別自然関連リスク・機会ロングリスト及びバリューチェーンマップ⁸をご参照いただきたい。

⁸ 出典：ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム
<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/npeplatform/longlist/index.html>

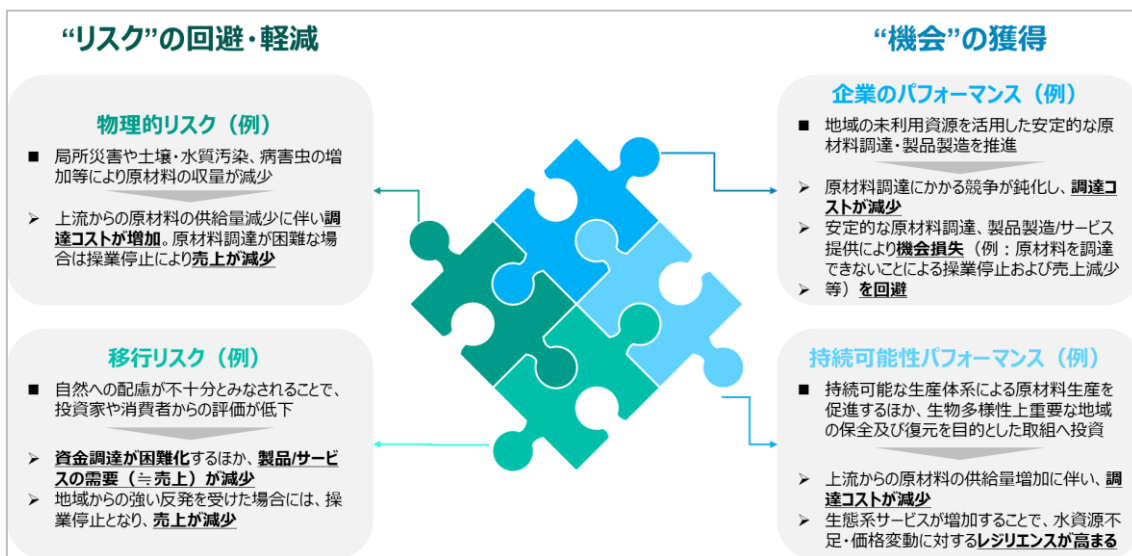


図 2-1：リスクの回避・軽減及び機会の獲得の例

（２）経営層のリーダーシップとコミットメント

調達におけるネイチャーポジティブ等を実践することで、リスクを回避・軽減し、機会を獲得するためには、経営層のリーダーシップとコミットメントが重要である。リーダーシップとコミットメントを示すものの1つとして調達方針があり、全社共通の調達方針や特定のコモディティに焦点を当てた調達方針が存在する。

企業においては、ネイチャーポジティブ実践の責務として、自社の調達に当たっての取組姿勢を調達方針等として社内外に示すことが求められる。この際、経営層のリーダーシップの下で社内のコーポレート部門、営業部門、調達部門等の各部門を巻き込み、実効性・実行性の高い調達方針等の策定・運用を行うことが望ましい。

調達方針を未策定の企業においては、①本ガイドライン内で示す“調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項”、②現場担当者のリスク認識、③外部ステークホルダー（例：機関投資家等）からの要請の3つの側面から各種調達方針を策定することが求められる。

（図 2-2）

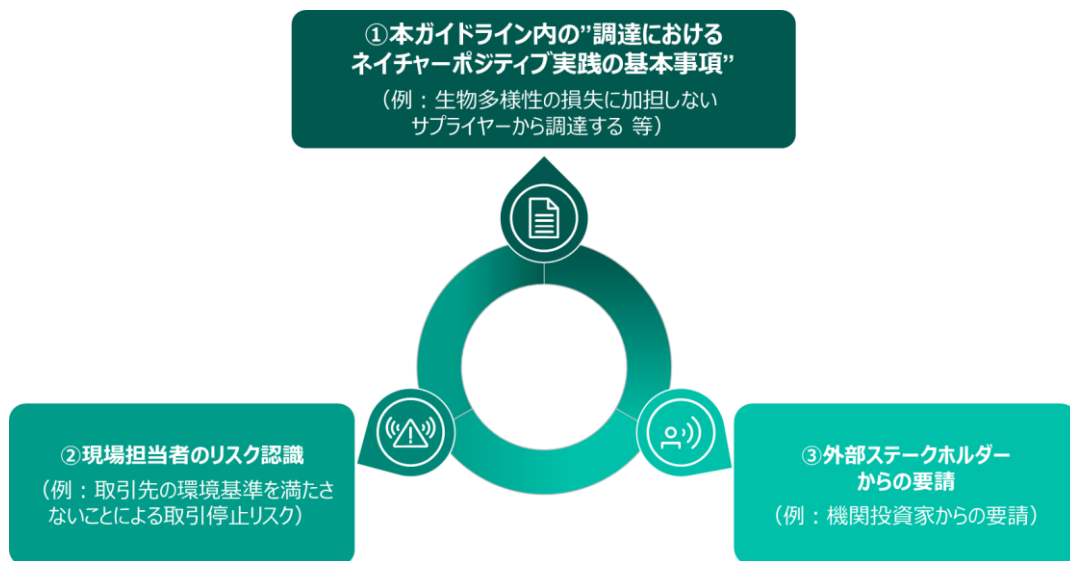


図 2-2：調達方針策定に当たり考慮すべきポイント

第3章 調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項

- 調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項の対応水準区分は大別すると、基本的には「A：法令等に沿って、または、責務として対応必須（「べきである」と記載）」、「B：先行対応を推奨（「望ましい」と記載）」の2区分に整理される。

A：対応が必須である基本事項

「調達方針の策定」、「サプライヤーエンゲージメント戦略の策定」、「サプライチェーン上のリスクの抽出・評価」、「透明性・トレーサビリティの確保」、「損失回避・軽減に向けた計画を策定済みのサプライヤーからの調達」、「自然資本の損失に加担しないサプライヤーからの調達」が挙げられる。

B：対応が推奨される基本事項

「自然資本の損失回避・軽減」、「自然資本の保全・回復」、「取組の実施状況及び有効性の測定」、「情報開示」、「消費者等への周知」についても適宜サプライヤー等を巻き込んで確認・対応することが望ましい。

（1）基本事項の対応水準の区分

調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項の対応水準区分は大別すると基本的には対応必須及び対応推奨の2区分であり、具体的には「A：法令等に沿って、または、責

務として対応必須（「べきである」と記載）、「B：先行対応を推奨（「望ましい」と記載）」の2区分に整理される。ただし、調達におけるネイチャーポジティブ実践は、事業活動国・地域や取り扱いコモディティによって状況・難易度等が異なる場合には、柔軟に判断する必要がある。

「A：法令等に沿って、または、責務として対応必須」については、原則としては自社が取り扱う全コモディティを対象とする。ただし、リソースの制約により難しい場合には、売上や投融資残高等の各種財務指標に基づき、財務マテリアリティでスクリーニングを行い、財務マテリアリティの高いコモディティ等に絞って対応を進めることが考えられる。事業活動国・地域にて適用される法令等の遵守や基本事項への対応を通じて、調達における自然関連の最低限のリスクを回避するとともに、生物多様性に及ぼす影響の低減と持続可能な利用に努めるという責務を果たすことが求められる。

「B：先行対応を推奨」については、自社及びサプライチェーンにとってのリスク回避・軽減又は機会の獲得のために先行して取り組むことが推奨されるものである。「自社におけるコモディティ別取引量×自然資本における重要コモディティ」により抽出された自社にとっての重要コモディティが主として対象となる。なお、自然資本における重要コモディティについては、Science Based Targets Network (SBTN) の High Impact Commodity List⁹ (図 3-1) に含まれるコモディティとすること等が考えられる。

フードシステム		エネルギー・資源	建築・インフラストラクチャ
アボカド	畜牛・牛肉	砂（建設用）	
バナナ	ヤギ	石炭 銅 金 鉄 鉛 液化天然ガス（LNG） リチウム ニッケル 石油 プラチナ 炭酸カリウム 銀 ボーキサイト・アルミニウム ガソリン 亜鉛	セメント 鋼鉄
キャッサバ	豚		
ココア	家禽類		
コーヒー	養殖魚介類／水産養殖		
トウモロコシ	天然魚介類（淡水・海水）		
サトウキビ	乳製品		
米	革		
大豆			
ナッツ	リン肥料 窒素肥料		
たばこ	パルプ・紙		
パームオイル			
菜種油			
綿花			
天然ゴム			
木材			

図 3-1：自然への影響が大きい原材料一覧（High impact commodity List）

対応の方向性としては、EU 等で先行して規則化されているルールの変更や、他国における同様のルール化等の可能性を踏まえて、先行的に対応を進めることで、自然関連

⁹ 出典：「High Impact Commodity List (V1.0)」(2023 年、Science Based Targets Network) <https://sciencebasedtargetsnetwork.org/wp-content/uploads/2023/05/SBTN-High-Impact-Commodity-List-v1.xlsx>

リスクを回避することが重要である。また、先進企業や先行研究にて公表されている企業の調達方針、文献ガイドラインの推奨事項を考慮し、対応を進めることで、自然関連リスクを回避・軽減し、さらには機会を獲得することも考えられる。

なお、「A：法令等に沿って、または、責務として対応必須」に分類される基本事項においては、コモディティ・マーケットによって状況・対応難易度が異なるため、企業によっては区分Bになり得る。例えば、EUにおいて事業活動を行っており、EUDR (EU Deforestation Regulation/ EU 森林破壊防止規則) の対象コモディティを取り扱う企業においては、「生物多様性の損失に加担していないサプライヤーからの調達」が規則で求められているため、当該基本事項は「A：法令等に沿って、または、責務として対応必須」に区分される。他方で、規制やステークホルダーの要請がまだ厳格化していない国・地域（例：東南アジア等）でEUDRの対象ではないコモディティ（例：綿花等）を取り扱う企業においては、上記基本事項は「B：先行対応を推奨」に区分され得る。

上記を踏まえ、どのような範囲・順序で調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項に関する対応を進めるかについて、サプライヤー等と協議することが重要であり、協議の際のコミュニケーションツールとして本ガイドラインをお役立ていただきたい。

基本事項の対応水準の区分	対象コモディティ	水準区分に沿った対応の方向性	本ガイドラインの活用イメージ
B リスク回避・軽減（市場からの閉め出し等）・機会獲得（自然配慮サプライチェーンとして受注等）のため、先行対応を推奨	<ul style="list-style-type: none"> 自社におけるコモディティ別取引量×自然資本における重要コモディティにより抽出された自社にとっての重要コモディティ 	<ul style="list-style-type: none"> EU等で先行して規則化されているルールの更なる厳格化や、他国における同様なルール化等の可能性を踏まえて、先行的に対応を進めることで、自然関連リスクを回避・軽減 先進企業や先行研究にて公表されている企業の調達方針、文献ガイドラインの推奨事項を考慮し、対応を進めることで、自然関連リスクを回避・軽減し、さらには機会を獲得 	<ul style="list-style-type: none"> どのような範囲・順序で先行対応を進めるか、サプライヤーと協議 ※コモディティ・マーケットによって対応難易度が異なる
A 法令等に沿って、または、企業の責務として対応必須	<ul style="list-style-type: none"> 自社が取り扱う全コモディティ 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動国・地域にて適用される法令等を遵守することで、調達における自然関連の最低限のリスクを回避・軽減 本ガイドラインにて示す基本事項に沿った対応を進めることで、生物多様性に及ぼす影響の低減と持続可能な利用に努めるという責務を果たす 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動国・地域の法令等により対応が求められる基本事項を整理

コモディティ・マーケットによって状況・対応難易度が異なるため、水準区分について、厳密にはサプライヤーとも協議しつつ個社判断が必要

図 3-2：基本事項の対応水準の区分

(2) 基本事項の一覧

(基本事項の全体概要)

調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項として、表 3-1 のとおり導出した。各カテゴリについて、「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイドン

ス」¹⁰において、企業行動として求められるプロセスを基に整理した上で、参考文献や企業事例を踏まえて基本事項を取りまとめた。また、企業の調達方針や主要な国際機関等の文献・ガイドラインを調査し、内容が類似する場合には適宜文言の統廃合等を行って基本事項を導出している点にご留意いただきたい。

基本事項一覧については下表（表 3-1）のとおりであり、「責任ある企業行動の企業方針及び経営システムへの組込み」、「影響への対応方法等の情報開示」のカテゴリに分類される基本事項は原則的に社内で検討・実施するものである。他方で、上記以外のカテゴリに分類される基本事項はサプライヤー等を巻き込んだ確認・対応が必要となるため、コミュニケーションにおいて特に留意することが重要である。社内リソース（例：ヒト、モノ、カネ、情報等）を踏まえて対応可能な企業については、「自然資本の損失の回避・軽減」、「自然資本の保全・回復」、「取組の実施状況及び有効性の測定」、「情報開示」、「消費者等への周知」についても対応することが望ましい。

基本事項の水準区分については、Science Based Targets Network (SBTN) の AR3T アクション・フレームワークのミティゲーション・ヒエラルキー¹¹を踏まえて割り当てている。自然へのマイナスのインパクトを回避または最小化する事業活動は、復元の取り組み、または再生・補償措置による既存の損害の緩和の追求よりも優先されるべきである。

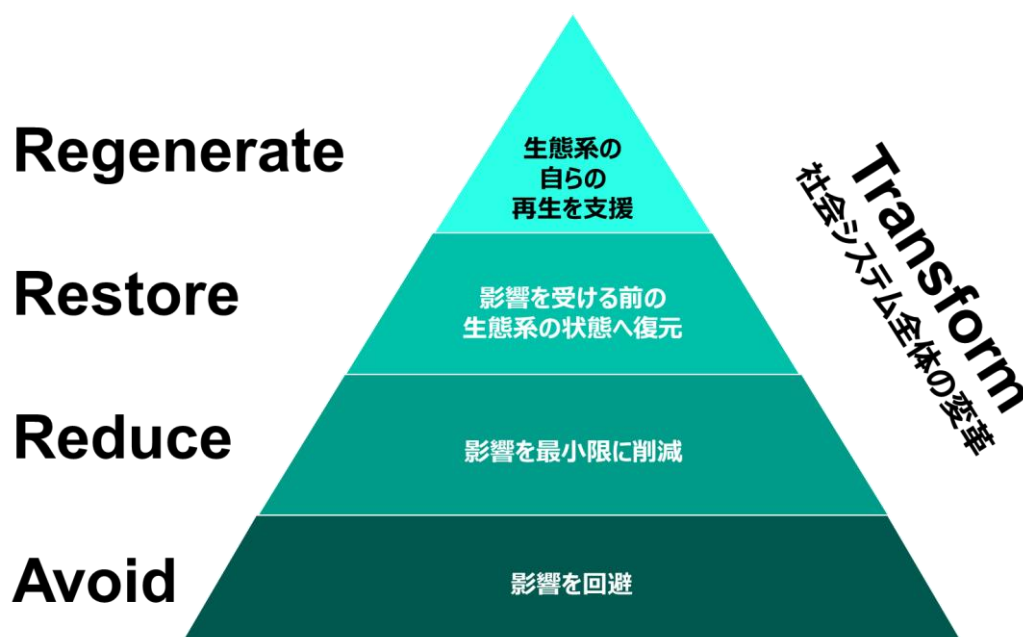


図 3-3：Science Based Targets Network (SBTN) の AR3T アクション・フレームワークのミティゲーション・ヒエラルキー

¹⁰ 出典：「OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct」（2018年、OECD）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000486014.pdf>

¹¹ 出典：「Step4. Act」（2023年、SBTN）
<https://sciencebasedtargetsnetwork.org/companies/take-action/act/>

なお、上述のとおり調達におけるネイチャーポジティブ実践は、事業活動国・地域や取扱いコモディティによって状況・難易度等が異なり、「自然資本の損失軽減」や「自然資本の保全・回復・創出」について、水準区分を「B：先行対応を推奨」としているが、これらの対応しか選択肢がない、または、対応することが求められるような国・地域、コモディティも存在する。一例として、開発途上国では森林伐採を完全に伴わない形でのハイリスクコモディティの生産が難しい可能性がある。また、マイニングセクターでは特に「生物多様性の保全・回復・創出」が重要視されている。ついでには、本ガイドラインを踏まえ、実態に即した対応方針を策定し、サプライヤーと協議することが重要である。

表 3-1：調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項一覧

カテゴリ	基本事項	区分
責任ある企業行動の企業方針及び経営システムへの組み込み	<ul style="list-style-type: none"> 調達におけるネイチャーポジティブ実践への取組姿勢を示す<u>調達方針等を策定</u>すべきである。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> ネイチャーポジティブを実践した持続可能な調達の全体像を定義し、トレーサビリティ確保や持続可能な製品調達に関する<u>目標・KPIを設定</u>すべきである。また、目標を達成するための<u>コミットメントを提示</u>すべきである。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンにおけるネイチャーポジティブ実践の促進に向けた、<u>サプライヤーのエンゲージメント戦略を策定</u>すべきである。 	A
企業の事業、サプライチェーン及びビジネス上の関係における負の影響の特定・評価	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンマッピングやサプライチェーン上のサプライヤーを含むステークホルダーとの直接対話を通じて、<u>サプライチェーン上のリスクを抽出・評価</u>すべきである。 	A
負の影響の停止、防止・軽減	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンにおける<u>トレーサビリティ・透明性を確保</u>すべきである。また、<u>原材料の生産、加工・製造、流通を通じた環境への影響</u>（生態系や水資源の保全、化学物質の管理等）について、NGO・NPOや第三者機関、認識を共有する他企業と協働して<u>サプライヤーへ確認し、把握</u>すべきである。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 自然資本の<u>損失回避・軽減に向けた持続可能な計画を策定</u>しているサプライヤーから調達すべきである。（※策定していない場合には、策定に向けた支援を実施することが望ましい） 	A

	<ul style="list-style-type: none"> • 自然資本の損失に<u>加担しない</u>サプライヤーから調達すべきである（下記一例）。なお、加担の可能性が認められる場合であっても、一律に関係を遮断するのではなく、改善の余地を検討し、キャパシティビルディング等の支援を実施しつつ、段階的な改善を図るべきである。 ① 森林減少・森林劣化を引き起こさない ② 保護価値の高い森林（HCV）や炭素貯蔵量の多い森林（HCS）、保護地区、湿地・泥炭地を開発しない ③ 自然資源の状態や管理枠組みを確認・遵守し、過剰な採取を行わない ④ 残留性有機汚染物質等の有害化学物質の使用を最小化・回避し、水質汚濁・土壌劣化を発生させない ⑤ 生産活動等に伴う大気汚染物質の排出を抑制し、大気汚染を発生させない ⑥ 騒音、振動及び光害等により、生物の生息環境を攪乱しない ⑦ 外来種の持ち込みや遺伝子汚染による生態系の攪乱を引き起こさない 	A
	<ul style="list-style-type: none"> • 自然資本の<u>損失軽減</u>に取り組むサプライヤーから調達することが望ましい（下記一例）。 ① 水資源の循環使用や使用効率向上技術の導入等により水使用量を削減 ② 被覆作物の導入や排水の適正化により土壌侵食・劣化を抑制 ③ 化学農薬のみに依存しない防除体系への転換により、肥料・農薬使用量を削減し環境負荷を低減 	B
	<ul style="list-style-type: none"> • 自然資本の<u>保全・回復・創出</u>に積極的に取り組むサプライヤーから調達することが望ましい（下記一例）。 ① 希少種、絶滅のおそれのある種などを密漁・狩猟・採集から保護 ② 環境再生型農業の推進により土壌生物や農地周辺の生態系を回復 ③ 里地里山・湿地・森林の保全活動を推進 ④ 原材料生産地等におけるランドスケープアプローチにより、河川再生と周辺緑地の連結、農地と湿地の一体管理等 	B

	を行うことで、エコロジカルネットワークを構築・強化	
実施状況及び結果の追跡調査	<ul style="list-style-type: none"> 調達を通じた自然への影響とその回避・軽減、保全・回復・創出の<u>取組の実施状況及び有効性を測定</u>すべきである。 	A
影響への対応方法等の情報開示	<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティレポート等を通じて、マテリアリティ評価結果や目標、対応策の進捗状況等について<u>情報開示</u>することが望ましい 	B
	<ul style="list-style-type: none"> マーケティングとブランディングを通じて、製品が責任ある方法や環境に配慮した形で生産されていることを、<u>消費者をはじめとする一般の人々に周知</u>することが望ましい（例：エコラベルの導入、消費者教育の実施、原材料の調達から製品製造までのストーリーの訴求等） 	B

（認証制度と基本事項の関係性）

調達におけるネイチャーポジティブ実践に関連する認証制度については、FSC 認証、RSPO 認証、MSC 認証等、コモディティ別に様々存在しており、認証基準の中でネイチャーポジティブ実践に関する内容が規定されている。FSC 認証は、単なる木材の生産を超えて、森林生態系全体の健全性や生態系サービスの保護に焦点を当てており、これによって違法伐採や単一種植林を防ぎ、多様な動植物が共存できる森林の維持に繋げている。また、RSPO 認証や MSC 認証についても、熱帯林や海洋を単なる資源供給地としてだけでなく、多様な生物が生息する場所として捉え、保護区域の設定や希少種のモニタリング、持続可能な収穫量の管理を各段階で義務付けることで生物多様性の保全に繋げている。

他方で、認証制度が存在するコモディティであっても認証品の流通量は市場全体に占める割合として必ずしも十分ではないこと、また、認証制度が存在しないコモディティもあることから、認証制度に頼らない実践も求められる。加えて、認証制度を満たしていれば十分とは言えない場合もある。実際に、EUDR のような近年の環境規制では、ロケーションデータの取得や現地検証など、さらなる情報開示と現場管理が求められるケースが増加している。この点、認証制度においてマスバランス方式を採用している場合、認証農園等からの生産物が流通過程で他の生産物と混合されてしまう。

したがって、認証ラベルを取得している場合も含めて、自社やサプライヤーの活動を定期的に見直し、コモディティの性質・流通形態など実態に即した改善を繰り返すことが調達における持続的なネイチャーポジティブ実践に求められる。上記も踏まえ、本ガイドラインで示す「調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項」を適宜参照し、実態として十分に実践できているかについてサプライヤーと協議・確認することが求められる。

(3) トレーサビリティ確保の考え方

(サプライチェーンの自然資本関連情報把握の流れ)

サプライチェーンの情報把握は図3-4のように、事業活動マッピング、自然への影響の度合いによるスクリーニング、2次情報（原材料等と自然資本との一般的な関係に関する国別や材料別等の平均的データ）の調査、1次情報（原材料等を取得している土地自体や採取方法等の自然資本に関する、現地・現物のより正確なデータ）の調査という流れをとる。

2次情報調査における「B：ロケーションデータ収集」について、ロケーションデータの粒度は「国」、「地域」、「エリア」、「農場・圃場」など様々あり得る。

2次情報調査は、理想的には自然との接点がある全ての事業・製品・コモディティ等において下記の流れのとおり対応を進められることが望ましいが、リソースの制約により難しい場合には、売上や投融資残高等の各種財務指標に基づき、財務マテリアリティでスクリーニングを行い、財務マテリアリティの高いものに絞って自然関連情報把握を行うことが考えられる。

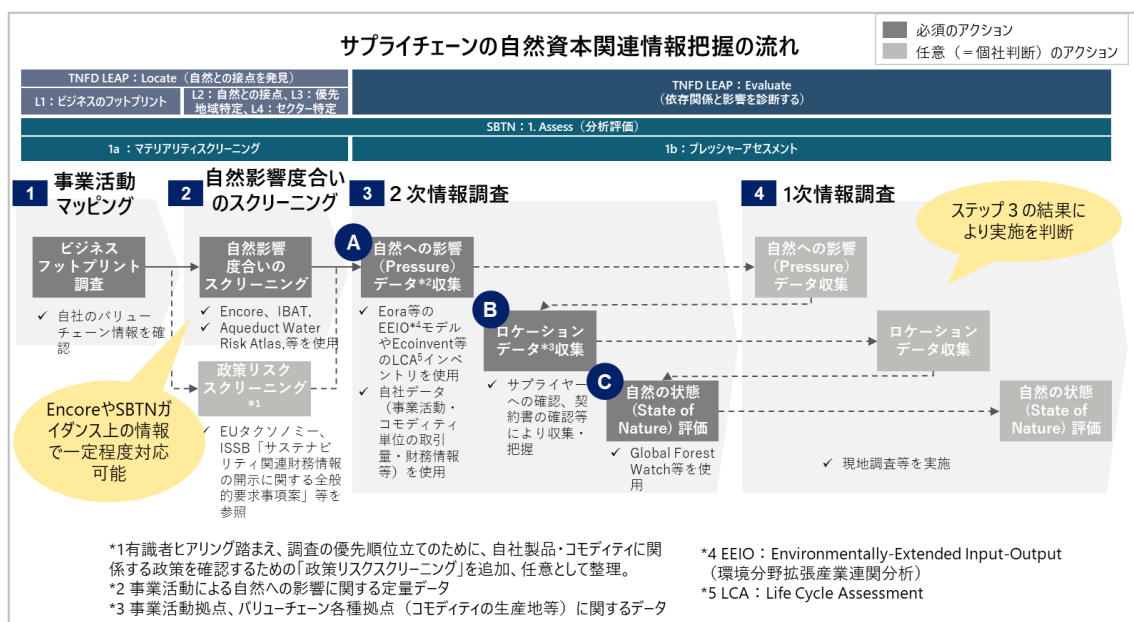


図3-4：サプライチェーンの自然資本関連情報把握の流れ

1次情報調査については、任意のアクションとして、現地調査等を実施するものである。調達におけるネイチャーポジティブの実践に向けて、表3-1の基本事項をインプットとして直接の取引先へのアンケートの設計・運用等を実施し、その取組・効果を下流から上流へと数珠繋ぎのように波及させることでネイチャーポジティブ配慮型の持続可能なサプライチェーンを構築することを期待する。

(サプライチェーンの自然資本関連情報の把握の水準感)

全てのコモディティについて最初から1次情報の把握を目指す必要はない。コモディティのライフサイクルにおける自然への影響が大きいほど、より詳細な情報の優先的な把握が推奨される。影響の大きさに応じた、企業が目指すべき把握のレベル感は図3-5のとおりである。

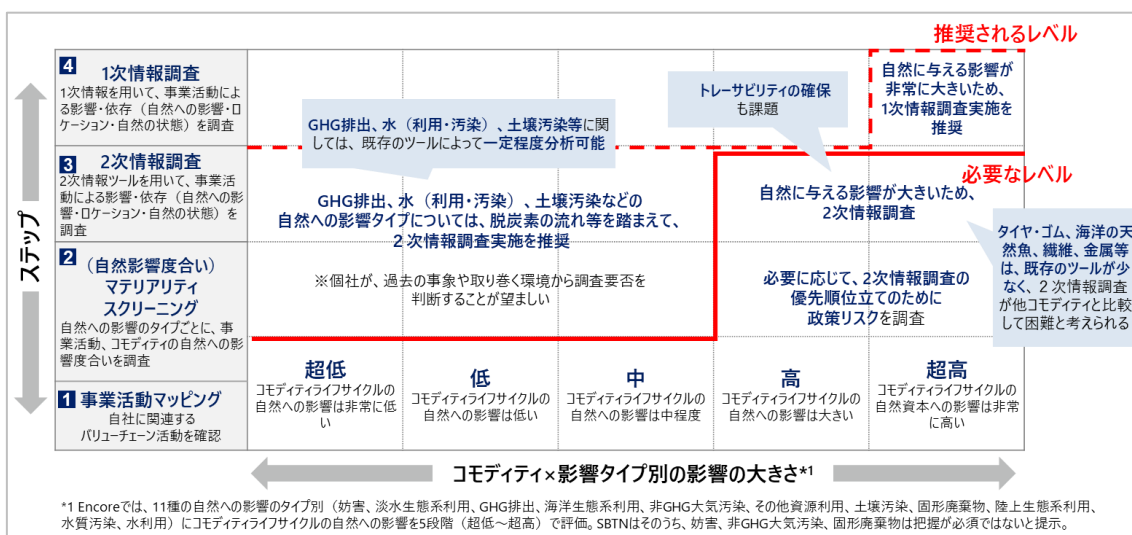


図3-5：サプライチェーンの自然資本関連情報の把握の水準感

横軸（コモディティ×影響タイプ別の影響の大きさ、マテリアリティ）については、ENCORE等を使用して分析を実施することが求められる¹²。影響が非常に大きいと判断された事業活動については、1次情報まで把握することが推奨される。

他方で、トレサビリティの確保が課題の1つであり、コモディティによっては農場・圃場レベルでのトレサビリティの確保が特に難しい場合がある。例えばパームについては、複数の圃場で生産されたパームが1つの集荷場でまとめて管理されることがあり、当該状況においては集荷場の先まで遡ることが難しい。

したがって、農場・圃場レベルでのトレサビリティを確保できることが望ましいものの、最低限としては、問題が発生した場合や発生の懸念がある場合に、課題の特定・解決が可能と判断できるところまで遡ることができる体制を整備することが求められる。

¹² ENCOREの活用方法については、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームに掲載されている解説資料 (https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/npeplatform/link/doc/01_02_05.pdf) を参照

第4章 本ガイドラインの改訂

本ガイドラインは、ネイチャーポジティブ経済の実現という目的を踏まえ、我が国の調達慣行におけるネイチャーポジティブ実践の浸透、加率的に変化する国際的な動向その他の状況の変化に応じ、必要に応じ改訂していくことを予定している。

	A	ネイチャー フットプリ ント	人間活動が <u>生態系サービスに与える影響を定量化した指標</u> （生態系サービスフットプリント：USドル）及び、人間活動により引き起こされる <u>種の絶滅リスクや種数減少を定量化した指標</u> （生物多様性フットプリント：E/MSY）
	A	資源使用・ 資源補充	調達している高リスク 1 次産品の内、 <u>持続可能な管理計画または認証プログラムのもとで生産・調達された商品の割合(%)</u>
自然資本の <u>損失回避・軽減</u> に向け た <u>持続可能な計画</u> を策定してい るサプライヤーから調達すべき である	A	侵略的外来 種等	侵略的外来種（IAS）の非意図的導入の対 策にかかる <u>計画的活動の割合</u>
		陸・淡水・海 洋利用の変 化	陸・淡水・海洋利用の変化の範囲のうち、 自然資本が <u>攪乱・損失した面積 (km²)</u> 、 攪乱による <u>種別の死亡数</u> （例：風力発電に よる鳥類の死亡数等）
自然資本の損失に <u>加担しない</u> サ プライヤーから調達すべきであ る	A	陸・淡水・海 洋利用の変 化	<u>森林減少・転換ゼロ (DCF)</u> と判定された 商品の <u>割合 (%)</u>
		汚染・汚染 除去	土壌・水・大気に放出された <u>汚染物質の総 量 (t) 及び濃度、許可、基準、規制に関連 する不遵守事案の件数</u>
		汚染・汚染 除去	<u>有害・非有害廃棄物の総量 (t)、プラスチ ックの総量 (t) 及び使い捨てプラスチ ックの割合 (%)、マイクロファイバーの流 出量 (t)</u>
		資源使用・ 資源補充	水不足の地域からの <u>取水量及び消費量 (m³)</u>
		資源使用・ 資源補充	漁業において <u>混獲</u> された非対象魚種の <u>総 量 (t) または個体数</u>
		侵略的外来 種等	種別の <u>逸失</u> した個体数の <u>総数及び割合 (%)</u>
		侵略的外来 種等	組織が管理または運営する区域のうち、 種別の <u>侵略的外来種が定着している面積 (km²)</u>

自然資本の <u>損失軽減</u> に取り組む サプライヤーから調達すること が望ましい	B	陸・淡水・海 洋利用の変 化	<u>ベースライン等に比して減少した¹³</u> 、陸・ 淡水・海洋利用の変化の範囲のうち、自然 資本が <u>攪乱・損失した面積 (km²)</u> 、攪乱に よる <u>種別の死亡数</u> (例：風力発電による鳥 類の死亡数等)
		汚染・汚染 除去	<u>ベースライン等に比して減少した</u> 、土壌・ 水・大気に放出される <u>汚染物質の総量 (t)</u> <u>及び濃度、許可、基準、規制に関連する不 遵守事案の件数</u>
		汚染・汚染 除去	<u>ベースライン等に比して減少した</u> 、 <u>有害・ 非有害廃棄物の総量 (t)</u> 、 <u>プラスチックの 総量 (t)</u> 及び <u>使い捨てプラスチックの割 合 (%)</u> 、 <u>マイクロファイバーの流出量 (t)</u>
		資源使用・ 資源補充	<u>ベースライン等に比して減少した</u> 水不足 の地域からの <u>取水量及び消費量 (m³)</u> 、 <u>水 損失の減少量 (m³)</u>
		汚染・汚染 除去	廃棄物のうち、 <u>再資源化された割合 (%)</u>
		資源使用・ 資源補充	<u>ベースライン等に比して減少した</u> 、漁業に おいて <u>混獲</u> された非対象魚種の <u>総量 (t)</u> <u>または個体数</u>
		資源使用・ 資源補充	材料別の <u>リサイクル由来の繊維および材 料の総重量 (t)</u>
		侵略的外来 種等	<u>ベースライン等に比して減少した</u> 、種別の <u>逸失した個体数の総数及び割合 (%)</u>
		侵略的外来 種等	<u>ベースライン等に比して減少した</u> 、組織が 管理または運営する区域のうち、種別の <u>侵略的外来種が定着している面積 (km²)</u>

¹³ ネイチャーポジティブを実践することで、追加的な対策を取らずに現状を維持した場合を意味する BAU やベースラインと比較して、各指標の数値等が減少することを指す。

		陸・淡水・海洋利用の変化	陸・淡水・海洋利用の変化の範囲のうち、 <u>保全・回復された面積 (km²)</u> 。直接管理している、または、調達する商品を生産している土地のうち、 <u>測定可能な再生的成果をもたらす取組を推進している土地の割合 (%)</u>
自然資本の <u>保全・回復・創出</u> に積極的に取り組むサプライヤーから調達することが望ましい	B	汚染・汚染除去	土壌・水・大気に放出された汚染物質のうち、 <u>除去された総量 (t)</u> 及び <u>除去後の残留汚染物質濃度</u>
		資源使用・資源補充	取水を行う流域における <u>回復・補給された水量 (m³)</u> 、 <u>再利用または再生利用された水量 (m³)</u> 及び割合 (%)
		資源使用・資源補充	<u>飼料利用効率</u> (飼料の総重量から総増重量を差し引いて算出される経済的飼料余剰)、養殖対象種別の <u>野生魚粉依存度 (FFDRm)</u> 、 <u>野生魚油依存度 (FFDRo)</u> 、 <u>FishSource スコア</u>